令和７年度三重県農業研究所＜研究促進型＞共同研究
「種子繁殖型イチゴ品種種子親の雄性不稔化」

公募要領

三重県農業研究所（以下、農業研究所という）は、「イチゴ新品種の開発と活用」を効果的・効率的に進めるため、「種子繁殖型イチゴ品種種子親の雄性不稔化」に関する共同研究事業者等（以下、共同研究者という）を、次のとおり募集します。

１　共同研究課題名とその内容

（１）課題名：種子繁殖型イチゴ品種種子親の雄性不稔化

（2）内容:

三重県が開発した種子繁殖型イチゴ品種の採種性向上のため、既存種子親の雄性不稔化を目指す。種子繁殖型イチゴ品種の採種は、主に手作業での除雄と交配により行われているが、雄性不稔の利用により採種の効率化進むことにより種子の低価格化が期待できる。本共同研究では、三重県が有する素材を用いて、種子親の雄性不稔化を目指す。

２　研究予定期間：令和７年度～令和９年度

３　対象とする共同研究者：

イチゴ雄性不稔株作出のための知見を有する事業者等

ただし、暴力団等排除の観点から、別表１に該当する事業者等は応募できない。

４　募集期間：

令和７年８月２５日（月）から令和７年９月４日（木）

応募件数が多数の場合、最終締め切り日以前であっても応募を打ち切ることがある。

５　採択予定件数：　１件

６　共同研究に要する費用負担や知的財産に関する条件：

　　共同研究者は、自らの分担内容に要する費用を自ら負担する。

　　共同研究により育成した系統及び品種の育成者権は三重県が有する。

７　申請方法・お問い合わせ先

添付の「三重県農業研究所共同研究申請書」、「誓約書」に必要事項を記入し、下記連絡先あて提出してください（当日消印有効）。

　〒515-2316　松阪市嬉野川北町５３０　　　　三重県農業研究所

　電話：0598-42-6357（研究戦略課）、6358（野菜園芸研究課）

　ＦＡＸ：0598-42-1644（共通）

　E-mail：nougi@pref.mie.lg.jp

申請書提出先・申請方法や手続きについて　：研究戦略課　伊藤・西野

　研究内容の問合せ　　　　　　　　　　　　　　 　 ：野菜園芸研究課　小堀・山田

８　申請から採択に至る手続き

①事前調査（申請書受付後に実施）

三重県農業研究所の研究担当者が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と三重県農業研究所の研究能力との適合、研究の分担等についても確認する。

②審査

　申請書及び事前調査の結果から、三重県農業研究所の共同研究審査会において審査し、共同研究者を選定する。審査会は、申請書を受付け、事前調査完了後、随時開催する。

③審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付する。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合がある。この条件が満たされない場合は、共同研究は実施できない。

④共同研究契約の締結

共同研究の分担などについて三重県農業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書を締結する。なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認する。

９　審査基準：

別表２の条件をすべて満たすこと。

１０　誓約書の提出

共同研究者は、三重県から素材の提供を受けるにあたり、契約書とは別に品種利用誓約書（参考別紙１）を提出しなければならない。

１１　その他

（１）共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、協議したうえで共同研究契約書に規定する。詳細は＜７お問い合わせ先＞まで問い合せのこと。

（２）情報公開（三重県情報公開条例の適用）

共同研究に関する文書（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が農業研究所に提出した文書・データ等）は三重県情報公開条例の対象となる。「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び知用独立行政法人を除く）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当するが、第三者から情報公開請求があった場合、人の生命・身体・財産や環境を保護するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示される。詳しくは、県ホームページ（https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/33777024454.htm）を参照。

別表１

|  |
| --- |
| 一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。） |
| 二　暴力団員（同法第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） |
| 三　暴力団関係者（暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。） |
| 四　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者 |
| 五　暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者 |
| 六　暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年１回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。） |
| 七　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。） |
| 八　暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者 |

別表２：　（審査基準）

|  |  |
| --- | --- |
| １．種苗等提供の合意 | 三重県が育成するイチゴ品種の種苗等を共同研究に利用するため、品種利用誓約書（参考別紙１）の内容を正しく理解し、実行できること |
| ２．農業研究所の能力 | 共同研究の内容と規模が、農業研究所の職員と設備等が対応できる範囲内であること。 |
| ３．申請者の能力 | １）イチゴ雄性不稔株作出のための知見や技術等を有すること。２）共同研究を実施するため、イチゴ栽培の施設を有すること。３）共同研究の実施、遺伝資源の管理、および、知財管理を含む事務処理のため、十分な体制と能力を有すること。４）共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解していること。 |
| ４．事前調査への協力 | 農業研究所が実施する事前調査に協力すること。 |
| ５．県内イチゴ振興への協力（県外機関の場合） | 開発した技術を三重県内で普及させるうえでの配慮が可能なこと |

共同研究に係る品種利用誓約書

参考別紙１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

三重県農業研究所長　様

申請者　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　共同研究「種子繁殖型イチゴ品種種子親の雄性不稔化」の実施に関し、三重県農業研究所から下記１の品種種苗等の提供を受けるにあたり、下記２の遵守事項を厳守することを誓約します。

記

1. 提供を受ける品種種苗等

２．誓約する遵守事項

1. 種苗法と育成者権を理解し、違法行為を行いません。
2. 提供を受ける品種種苗等（以下、当品種という）は本共同研究の試験以外に使用しません。
3. 盗難等がないよう当品種を厳重に管理します。
4. 当品種を育種交配親として使用しません。
5. 三重県農業研究所が認めた場合を除き、当品種及びその派生物、並びに当品種から得られた植物体の一部（栄養繁殖器官等により増殖した種苗を含む）について、有償、無償を問わず第三者に譲渡しません。
6. 三重県農業研究所が認めた場合を除き、当品種から得られた果実等の生産物を第三者に販売、提供しません。
7. 本共同研究が終了した（栽培が年度をまたぐ場合、本研究の調査が終了した）ときは、三重県農業研究所の指示に従い、種子、苗、株、果実、器官、組織、細胞等全ての遺伝資源を適切に処分または返還します。
8. 遵守事項を確認するため三重県農業研究所が実施する調査に協力し、拒みません。
9. 本遵守事項に反する行為があった場合は、直ちに本試験を中止し、三重県農業研究所の指示に従い、種子、苗、株、果実、器官、組織、細胞等全ての遺伝資源を適切に処分または返還します。